

# 税の申告準備はお早めに

申告相談期間は2月16日(木)から3月15日(水)まで

市民税・県民税・所得税の申告に関する相談会を行います。申告について不明な点などがありましたら事前にお問い合わせください。

☎ 税務課 21・0214

## 新型コロナウイルス感染症対策に

### ご協力をお願いします

令和4年分の申告相談は8ページの日程表のとおり、市内7会場で行います。また、新型コロナウイルス感染症対策として混雑を避けるため、次の点にご協力ください。

- **所得税の確定申告書はパソコンやスマートフォンを利用して作成できます。**可能な限り相談会場への来場を避け、インターネットや郵送での提出をお願いします。市県民税の申告書も郵送などで提出できます。
- 受付時間は、ポルカ天満屋ハッピータウン会場が午前10時/高梁総合文化会館は午前9時/その他の会場は午前8時30分から、午後2時30分前までです。早めの来場はご遠慮ください。
- **長時間お待ちいただくことが予想される人に対し、車内での待機をお願いしたり、相談会場の混雑状況により後日の来場をご案内したりすることがあります。(待合室の利用はできる限りご遠慮ください)**
- **マスクの着用、手指消毒の実施をお願いします。**
- **受付時に検温を実施します。体温が37.5℃を超えている場合は、別の日にお越しいただくようお願いいたします。**

## 申告が必要な人

- ① 給与・公的年金などのほかに農業・営業などによる事業所得や不動産所得、配当所得、譲渡所得などがある人
- ② 年間の公的年金などの収入金額が400万円を超える人、または給与収入が2000万円を超える人
- ③ 複数の事業所などから給与を受けていて、年末調整をしていない給与がある人
- ④ 日給で働く給与所得者や、中途退職などにより年末調整ができていない人
- ⑤ 源泉徴収票に記載されていない雑損控除、扶養控除、寡婦(夫)控除、障害者控除、医療費控除などの各種控除を受けようとする人
- ⑥ 次年度に非課税証明書などが必要な人

※給与所得はパート・アルバイトの所得も含まれます。個人年金は公的年金などに含まれないため申告が必要です。

※市から支給された有害鳥獣駆除奨励金などは事業収入、または雑収入として申告が必要です。

※住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人、事業所得の申告を初めてする人および青色申告をする人は、**高梁税務署での申告が必要です。**

## 申告をしていないと…(収入がなかった人や遺族・障害年金、失業給付金など非課税所得のみの人も含む)

- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置を受けることができない場合があります。
- 幼稚園、保育園、こども園の保育料の算定ができません。
- 市営住宅入居の申し込みなど各種申請に必要な所得証明、課税証明書を発行できない場合があります。

## 会場へ行かずに電話で申告ができる場合があります

下記の申告については、会場にお越しいただくことなく、電話で市・県民税の申告をお受けできる場合があります。該当する場合は、**1月16日(月)~2月15日(水)**に税務課(☎21-0214)へご連絡ください。

- 収入に関する申告…昨年収入がなかった人、昨年の収入が遺族年金や障害者年金のみの人
- 所得控除に関する申告…寡婦・ひとり親控除の追加、障がい者控除の追加

※所得税の確定申告は電話では受付できません。また、電話での聞き取りの結果、申告会場への来場をお願いする場合があります。